

### 意見案第3号

#### 性的少数者に関する国民の理解増進等に関する意見書

我が国は、持続可能で多様性を認め合う包摂的な社会を目指しており、憲法第14条の「法の下での平等」の趣旨には性的少数者も当然含まれているという考えのもと、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きと生きることができる社会を構築していく必要がある。

しかしながら、我が国においては、性的指向・性自認の多様な在り方について社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えない状況にあり、性的少数者の多様な在り方を受容し、互いに自然に受け止め合う社会を目指すことは喫緊の課題となっている。

よって、国においては、性的指向・性自認に関する広く正しい国民理解の増進を図るとともに、当事者等の不当な取扱いの防止について一層の施策を強化するため、国会での議論を加速するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

} 各通

北海道議会議長 小畑保則